

令和6年度 千葉県医療機器等開発支援補助事業 公募説明会

千葉県商工労働部産業振興課 ライフサイエンス産業振興室
電話: 043-223-2778
email: sangyo-b@mz.pref.chiba.lg.jp

本日の内容

1. 公募の概要
2. 補助対象経費について
3. 応募書類について
4. オンラインによる申請について
5. 質疑応答

1. 公募の概要

製造販売業者等

- ・医療機器製造販売業者
- ・体外診断用医薬品製造販売業者
(医薬品製造販売業者、医薬部外品製造販売業者、化粧品製造販売業者)
- ・高度管理医療機器等の販売業者又は貸与業者
- ・管理医療機器の販売業者又は貸与業者
- ・福祉用具貸与事業者、特定福祉用具販売業者
- ・介護予防福祉用具貸与業者、特定介護予防福祉用具販売業者

◆補助対象事業

事業の種類	補助対象事業	補助率	補助限度額	補助対象期間
研究・製品開発補助	製造販売業者等と連携した健康医療ものづくり製品（医療機器及び医療・健康・福祉・介護関連の機器等）の研究・製品開発	2/3以内	1,000万円	2年以内 (交付決定は単年度ごとに実施)
試験・承認補助	健康医療ものづくり製品の臨床試用、性能評価、薬事審査及び承認・認証	2/3以内	100万円	1年以内

◆補助事業期間

令和6年度千葉県医療機器等開発支援補助事業 募集要領より

交付決定の日から令和7年（2025年）2月末日まで

◆補助対象者

主たる事業の実施地が千葉県内である中小企業者

(補足1) 研究・製品開発補助における 製造販売業者等との連携について

- 研究・製品開発補助では、「県内の中小企業者が**製造販売業者等と連携**することによって、健康医療ものづくり製品の上市を目的として開発に取り組む事業」を対象としております。
- 「製造販売業者等と連携」とは、開発する機器(健康医療ものづくり製品)を販売できる資格を持った製造販売業者等との連携になります。
- 「医療機器」を開発する場合、「医療機器製造業」のみでは販売を行うことができないため、「医療機器製造販売業者との連携」が必要となります。

※自社がその資格を持った製造販売業者(医療機器の開発で自社が医療機器製造販売業を持っている等)である場合は、連携は不要となります。

(補足2) 研究・製品開発補助における 2年目の申請について

- 研究・製品開発補助では、**同じ内容で2年まで連続して申請**できます。
- 事業期間が2年間の場合、2年目の補助限度額は1年目の補助金交付決定額と同額以下で、2年間の合計で1,000万円までとなります。
例 ○:1年目600万円、2年目400万円
×:1年目300万円、2年目700万円(2年目は300万円まで○)
- 経費については年度ごとに使用する必要があります。
- 今年度の採択が次年度の補助を確約するものではありません。

応募期間・応募方法

- **応募期間**

令和6年4月1日（月）～令和6年4月19日（金）
午前9時～午後5時（土曜日・日曜日、祝日を除く）

- **応募方法及び提出部数**

- ✓ **持参又は郵送による申請（郵送の場合は期間内必着）**

正本1部、副本7部（副本は複写可）

一部の書類については、別途電子データを提出すること。

- ✓ **オンラインによる申請（ちば電子申請サービスによる申請）**

正本1部（電子データでの提出）

※電子メールのみの提出ではオンラインによる申請とは認められません。

審査方法

※令和5年度に2年事業として採択を受け、令和6年度が2年目となる事業者については審査方法・審査項目が異なります。

- 受理した申請書を2段階に分けて選定
 - ① 1次審査:書類審査
 - ② 2次審査:審査委員会によるプレゼンテーション形式の審査(オンライン)
- 2次審査では、応募内容の説明に加え、審査委員からの質疑に回答していただきます。
- 2次審査の審査日については別途通知します。
- 以下の項目について審査を実施します。
業容審査、事業実施の妥当性(新規性、独創性、基礎研究の成果)、市場性、地域性、将来性(事業化の実現見込み)、実施体制及び実施能力

全体スケジュール

※令和5年度に2年事業として採択を受け、令和6年度が2年目となる事業者についてはスケジュールが異なります。

令和6年4月 1日(月) 午前9時	応募開始
令和6年4月19日(金) 午後5時	応募締め切り
令和6年4月下旬～5月上旬	書類審査(1次審査)
令和6年5月上旬	書類審査結果通知
令和6年5月中旬～下旬(予定)	審査委員会(2次審査)
令和6年6月上旬	採択結果通知(交付決定)
交付決定日～令和7年2月末	事業実施(令和6年11月～12月頃に中間検査を実施します)
令和7年3月上旬	実績報告・完了時検査
令和7年3月～5月	補助金の交付

※各日程は都合により変更となる場合があります。

2. 補助対象経費について

補助事業の区分	補助対象経費
共通	委託・外注加工費(委託・外注費) 専門家謝金・旅費 事務費 その他知事が特に必要と認める経費
研究・製品開発補助のみ	原材料・消耗品費 機械装置・工具器具費 賃金(短期的なアルバイトに限る) 産業財産権等関連経費
試験・承認補助のみ	PMDA審査等による相談料及び医療機器承認審査に係る審査手数料

経費の区分	注意事項
委託・外注加工費 (委託・外注費)	<p>【委託費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査や市場調査等を外部の機関に委託する際に支払われる経費 <p>例) 大学等へ支払う共同研究費、顧客ニーズ調査費、検査・実験・研究委託</p> <p>※原則として金額に関わらず相見積もりを徴(2社以上)すること</p> <p>【外注加工費・外注費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加工・設計及び分析・検査等を外注する際に、当該外注先へ支払う経費 <p>※仕様書や設計図等により、特注であることを明示する必要あり</p>
専門家謝金・旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的知識・技術及び技能等を有した者に依頼し、研究開発等に係る試作、改良、デザイン等の改善、求評等や市場調査事業に関して、<u>指導・相談等を受けた場合の謝礼及びそれに付随して発生する旅費</u> <p>※旅費は原則普通料金のみが補助対象。マイレージ等ポイント還元は、受領及び使用不可</p>

経費の区分	注意事項
事務費 (会議費、 会場借料、 通信運搬費、 印刷製本費、 資料購入費)	<p>【会議費】会議等を開催する場合のお茶代として支払われる経費</p> <p>【会場借料】会議等を開催する場合に会場費として支払われる経費</p> <p>【通信運搬費】事業遂行に必要な郵送代・運送代に支払われる経費</p> <p>【印刷製本費】会議の資料、報告書等の印刷に支払われる経費</p> <p>【資料購入費】事業遂行に必要な図書、参考文献、資料等を購入するために支払われる経費</p> <p>※購入した図書、参考文献、資料等は本事業で購入した旨が確認できる状態で保管すること</p>
その他知事が特に 必要と認める経費	<p>・事業遂行に必要な業務に係る経費であり、上記経費区分に該当しない経費</p> <p>※計上にあたっては、事前に千葉県産業振興課と協議が必要</p>

経費の区分	注意事項
原材料・消耗品費 (研究・製品開発補助のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発に直接使用する<u>主要原材料、副材料</u>の購入に要する経費 ・研究開発のために必要な<u>機械装置</u>又は自社で機械装置を制作する場合の部品等 (取得価格20万円未満/件) 例)各種金属・樹脂材料、試作開発に要する試薬 等 ※補助事業終了時点での未使用残存品は補助対象外
機械装置・ 工具器具費 (研究・製品開発補助のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発のために必要な<u>機械装置</u>又は自社で機械装置を製作する場合の部品等の購入に要する経費(取得価格20万円以上/件) ・機械装置の試作、改良、据付、リース及びレンタル、保守、修繕に要する経費 例)3Dプリンター、試作金型、クラウド利用費(他事業と共同するものを除く) 等 ※原則、リース又はレンタルとし、購入の場合は特注品とすること ※量産用及び開発目的以外の機械設備は対象外

産業財産権等関連経費
(研究・製品開発補助のみ)

・本補助事業により産み出された、又は、本補助事業の実施及び事業終了後の事業化にあたり必要となる特許権等(実用新案、意匠、商標を含む)の取得に要する経費

例)・弁理士費用(国内弁理士、外国現地代理人の事務手数料)

・外国の特許庁に納付する出願及び優先権主張手数料

・先行技術の調査に係る費用

・国際調査手数料(調査、送付、追加、文献の翻訳及び写しの請求に係る手数料)

・国際予備審査手数料(審査、取扱、追加、文献の翻訳及び写しの請求等に係る手数料)

※弁理士への成功謝金や日本の特許庁へ支払う費用(印紙代等)は対象外

※事業完了までに出願手続き及び費用の支払が完了しているもののみが対象

賃金(短期的なアルバイトに限る)

(研究・製品開発補助のみ)

・事業遂行に必要な業務・事務を補助するために新たに雇い入れた者に支払われる経費

※補助事業以外の業務にも従事している従業員については、補助事業と補助事業以外の区別を明確にしてください。給与支払いも別にする必要があります。

経費の区分

PMDA審査等による相談料及び
医療機器承認審査に係る審査手数料
(試験・承認補助のみ)

注意事項

・PMDA審査等による相談料及び医療機器承認審査(認証)に係る審査手数料
※承認後に発生した経費、海外における審査手数料は補助対象外

補助対象経費に関する注意事項

- 交付決定日前に発注、購入、契約、又は事業期間終了後に納品、検収等を実施したものは原則補助対象外
- 補助対象の確認が可能であり、当補助事業の対象として明確に区分できるものに限る
- 一般的な市場価格または研究開発の内容に対して著しく高額な経費は対象とならない
- 補助対象経費全体の概ね3分の2以上が委託費や外注加工費、専門家謝金に係る費用で占められ、かつ補助事業の中で自社が果たす役割が不明確な申請は不可
- 機械器具等の購入、営利販売のための原材料の仕入れ等を目的とした申請は不可
- 補助金で購入した機械装置や、製作した試作品を営利販売することはできない
- 消費税、銀行への振込手数料、日本の特許庁へ支払う手数料等は対象外

3. 応募書類について

応募書類

※ 1 と 3 については、持参又は郵送による申請の場合でも電子データが必要

要 電子データ

1. 千葉県医療機器等開発支援補助金交付申請書(第1号様式)
補助事業計画書(別紙1)
補助事業内容説明書(別紙2)
補助事業内容補足資料(様式自由、任意)
株主等一覧表(別紙3)

要 電子データ

2. 誓約書(第2号様式)
3. 役員等名簿(第3号様式)
4. 会社の登記簿謄本(全部事項証明書)(令和6年1月1日以降発行のもの)
※個人事業主の場合は、開業届の写し(個人番号はマスキングしてください)
5. 会社の定款の写し又は規約(個人事業主の場合は不要)
6. 過去2年分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)
※個人事業主の場合は、税務申告書(青色申告決算書:P1損益計算書、P2内訳、P4貸借対照表)
7. 製造販売業者等の資格を証する書類の写し【該当する場合】
8. 会社案内、製品等のパンフレット

応募書類の様式の入手方法

応募書類の様式は、下記の千葉県ホームページ及びちば電子申請サービスからダウンロードできます。

(千葉県HP)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/kenkou/kobo/hojokin3.html>



(ちば電子申請サービス) ※3/25(月)午前9時より公開

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=29133



応募書類の記載方法

- 千葉県ホームページに記載例を掲載していますので、応募の書類の作成にあたっては必ず記載例をご確認ください。
- 記載方法が分かりにくい、経費の部分を中心に説明します。

補助事業に要する経費	事業に係る全ての経費(税込)
補助対象経費	補助事業に要する経費から消費税を除いたもの(税抜)
補助金交付申請額	補助対象経費に2/3を乗じた金額から1,000円未満を切り捨てた金額

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名
(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

千葉県医療機器等開発支援補助金交付申請書

年度において、下記のとおり千葉県医療機器等開発事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 事業に要する経費及び補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費	円
(2) 補助金交付申請額	円

2 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分
別紙「補助事業計画書」のとおり

3 補助事業完了予定期日 年 月 日

(添付書類)

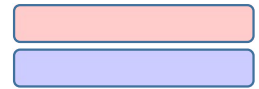
- 補助事業計画書（別紙1）
- 補助事業内容説明書（別紙2）
- 補助金交付先企業等の株主等一覧表（別紙3）
- 補助金交付先企業等の誓約書（第2号様式）
- 役員等名簿（第3号様式）
- その他知事が必要と認める書面

注：用紙はA4とし、1枚にまとめること。
また、左は15mm以上空けること。

別紙1

補助事業計画書

補助事業名					
事業の種類 [いずれかに丸印]	1. 研究・製品開発補助事業 2. 臨床試用、性能評価、薬事審査、承認補助事業				
申請者	商号又は名称				
	代表者				
	所在地		電話		
	主担当者		電話		
	法 人 格	有・無	[有の場合] 資本金等の出資金		円
	設 立 年 月	年 月	従業員、組合員又は会員数		名
業 許 可 取 得 状 況	有・無	[有の場合、名称、許可・登録年月日等を記載のこと。]			
補助事業の実施地	[2か所以上に分かれるときは、全て記載し、主たる実施地を明らかにすること。]				
他からの協力者 又は指導者	[製造販売業者、病院等協力者及び指導者を記載のこと。]				
補助事業の内容 (概要)	[補助事業の概要について記載し、詳細は別紙2に記載のこと。]				
他の補助等の 実績/申請状況	過去の実績	有・無	[有の場合、名称、交付者、金額、交付年月日等を記載のこと。]		
	今年度申請	有・無	[現在申請中又は申請予定の補助金等について記載のこと。]		
補助事業の日程	開始予定 年 月 日 ~ 完了予定 年 月 日 (補助事業は交付決定以後に開始し、原則として交付決定年度の2月末日までに完了させること(研究開発支援事業で複数年度にまたがる事業を除く))				
補助対象事業に 要する経費					円
補助金交付 申請額					円



同じ色の項目欄には、同じ金額が入ります。(次のスライドを含め4か所ずつ)

別紙 2

注：用紙は A4 とし、枚数に制限はありません。
 なお、左は 15mm 以上空けること。

補助事業内容説明書

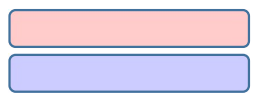
(9) 補助事業の日程 (補助対象期間を 2 年とする場合は、年度ごとに記載すること)

実施項目	(4)	(5)	6	7	8	9	10	11	12	1	2	(3)

4 補助事業予算明細票

イ 資金調達内訳

区分	金額 (円)	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金 (注 1)		
その他		
補助事業費の総額 (注 2)		



同じ色の項目欄には、
 同じ金額が入ります。
 (前のスライドを含
 め4か所ずつ)

ロ 資金支出内訳

経費区分 (注 5)	種別	仕様	単位	数量	単価 (円)	補助事業 に要する 経費 (円) (注 3)	補助対象 経費 (円) (注 4)	補助金交 付申請額 (円)	備考
	計								
	計								
	計								
	計								
	計								
	計								
	計								
合計						(注 2)	(注 1)		

(注 1) 「イ 資金調達内訳」の「補助金」は、「ロ 資金支出内訳」の「補助金交付申請額」の合計と一致する (千円未満切り捨て)。また、「補助金」は各補助事業の上限額以内で、かつ「補助対象経費」に補助率 3 分の 2 を乗じた金額以内とすること。

(注 2) 「イ 資金調達内訳」の「補助事業費の総額」は、「ロ 資金支出内訳」の「補助事業に要する経費」の合計額と一致する。

(注 3) 「補助事業に要する経費」とは、補助事業を行うために必要な経費で、「数量」に「単価」を乗じた金額で消費税を含む額。

(注 4) 「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうち、補助対象となる経費のことで消費税を控除した金額。

(注 5) 経費区分は別表「補助対象経費区分(*)」により記入すること。

(*) 補助対象経費区分中、「機械装置・工具器具費」については、購入、製造、改良、据付、借用、保守又は修繕の別を備考欄に記入すること。また、機械装置及び工具器具等を自家製造する場合は、木型、鋳物、鋼材等を「原材料・消耗品費」に計上すること。

「専門家謝金・旅費」については、種別に専門家の氏名と謝金・旅費の区分を記入すること。また、仕様には主な旅行手段 (電車・飛行機等) と出発地、目的地を記入すること。

「その他」については、特に知事が必要と認める経費のみが補助対象となる。

その他、申請書作成における注意事項

別紙 1

補助事業計画書

補助事業名					
事業の種類 [いずれかに丸印]	1. 研究・製品開発補助事業 2. 臨床試用、性能評価、薬事審査、承認補助事業				
申 請 者	商号又は名称				
	代 表 者				
	所 在 地		電 話		
	主 担 当 者		電 話		
	法 人 格	有・無	[有の場合] 資本金等の出資金		円
	設 立 年 月	年 月	従業員、組員又は会員数		名
	業 許 可 取 得 状 況	有・無	[有の場合、名称、許可・登録年月日等を記載のこと。]		
補助事業の実施地	[2か所以上に分かれるときは、全て記載し、主たる実施地を明らかにすること。]				
他からの協力者又は指導者	[製造販売業者、病院等協力者及び指導者を記載のこと。]				
補助事業の内容 (概要)	[補助事業の概要について記載し、詳細は別紙2に記載のこと。]				

主たる事業の実施地は千葉県内であること

研究・製品開発補助の場合は製造販売業者等との連携が必要であるため、必ず記載すること

(9) 補助事業の日程（補助対象期間を2年とする場合は、年度ごとに記載すること）

2年事業の場合は、年度別に日程を記載してください。

【1年目事業】

実施項目	(4)	(5)	6	7	8	9	10	11	12	1	2	(3)	
〇〇の開発													
1次試作開発			→										
1次試作評価									→				
〇〇を〇〇するシステムの技術開発													
プログラム開発						→							

【2年目事業】

実施項目	(4)	(5)	6	7	8	9	10	11	12	1	2	
〇〇の開発												
2次試作開発		→										
総合試験								→				
〇〇を〇〇するシステムの技術開発												
プログラム組み込み		→										

1年目、2年目ともに最長で当該年度の2月末日までに事業を完了してください。

実施項目ごとに、矢印等を用いて月単位で表してください。

4 補助事業予算明細票

イ 資金調達内訳

2年事業の場合、年度別に要する経費について記載してください。
 ※「ロ 資金支出内訳」については、募集年度1年分のみ記載してください。

【1年目事業】

区分	金額（円）	資金の調達先
自己資金	1,132,920	
借入金	3,000,000	〇〇銀行から借入
補助金（注1）	6,670,000	
その他	0	
補助事業費の総額（注2）	10,989,990	

「補助事業費の総額」の金額は、

- ・ 交付申請書（第1号様式）の「補助事業に要する経費」（税込）
 - ・ ロ 資金支出内訳の「補助事業に要する経費」の合計（税込）
- と一致することを確認してください（募集年度1年分のみ）。

「補助金」の金額は、

- ・ 交付申請書（第1号様式）の「補助金交付申請額」
 - ・ ロ 資金支出内訳の「補助金交付申請額」の合計
- と一致することを確認してください（募集年度1年分のみ）。

【2年目事業】

区分	金額（円）	資金の調達先
自己資金	1,000,000	
借入金	1,000,000	〇〇銀行から借入
補助金（注1）	3,330,000	
その他	0	
補助事業費の総額（注2）	5,500,000	

2年目事業の金額は概算で記載してください。

2年目事業の補助限度額は1年目の補助金交付決定額の同額以下で、
 2年間の合計で1,000万円までとなります。

例) ○：1年目 600万円、2年目 400万円 計 1,000万円
 ×：1年目 300万円、2年目 700万円 計 1,000万円

ロ 資金支出内訳

経費区分 (注5)	種別	仕様	単位	数量	単価 (円)	補助事業 に要する 経費 (円) (注3)	補助対象 経費 (円) (注4)	補助金交 付申請額 (円)	備考
<p>「資金支出内訳」については、必要に応じて「補助様式」の Excel ファイルをご活用 ください。この部分のみ Excel ファイルでの提出も可能です。 <u>2年事業の場合でも募集年度1年分に要する経費のみ記載してください。</u></p>									
	計	/	/	/	/				
	計	/	/	/	/				
	計	/	/	/	/				
	計	/	/	/	/				
	計	/	/	/	/				
合計		/	/	/	/	(注2)	(注1)		

補助金交付申請額は合計額の部分のみ
記入してください。

4. オンラインによる申請について

- ちば電子申請サービス【千葉県】を使用したオンライン申請が可能です。
- 千葉県ホームページに掲載している下記のURLまたはちば電子申請サービスの手続き一覧から「令和6年度千葉県医療機器等開発支援補助事業」を検索してください。

(ちば電子申請サービス) ※3/25(月)午前9時より公開

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=29133



- 様式は事前にダウンロードを行い、書類の作成及び添付書類の準備をしてお申込みください。
- 電子メールのみの提出ではオンライン申請とは認められません。

健康・医療ものづくり産業支援

- ▶ [【4月1日公募開始】令和6年度千葉県医療機器等開発支援補助事業について](#)
- ▶ [千葉県医療機器等開発支援補助事業の交付決定状況について](#)
- ▶ [医療機器の専門家派遣のご案内](#)
- ▶ [ちばメディカルネットワークの設置](#)
- ▶ [ちば健康・医療ものづくり産業支援推進会議の運営](#)
- ▶ [イベントのお知らせ（健康・医療ものづくり産業支援）](#)

[ホーム](#) > [しごと・産業・観光](#) > [商工業](#) > [中小企業・産業振興政策](#) > [中小企業に対する支援策](#) > [健康・医療ものづくり産業支援](#) > **【4月1日公募開始】令和6年度千葉県医療機器等開発支援補助事業について**



更新日：令和6(2024)年3月13日

ページ番号：343808

【4月1日公募開始】令和6年度千葉県医療機器等開発支援補助事業について

千葉県内ものづくり中小企業の医療機器産業への参入を促進するため、製造販売業者等と連携して行う健康医療ものづくり製品の研究・製品開発等に対する経費の一部について助成します。

募集案内（チラシ）

- ▶ [PDF 千葉県医療機器等開発支援補助事業チラシ（PDF：305.6KB）](#)

補助対象事業・補助限度額

1. 研究・製品開発補助
製造販売業者等と連携した健康医療ものづくり製品（医療機器及び医療・健康・福祉・介護関連の機器等）の研究・製品開発を行う事業
1件につき最大1,000万円、2年以内（交付決定は単年度ごとに実施）
2. 試験・承認補助
健康医療ものづくり製品の臨床試用・性能評価を行う事業並びに業事審査及び承認・認証に要する費用（販売開始後の販売促進を目的とした性能評価は除く）
1件につき最大100万円、1年以内

下にスクロール

応募方法及び提出部数

以下の1、2のいずれかの方法により応募してください。

1. 持参または郵送による申請（郵送の場合は期間内必着）

正本1部、副本7部（副本は複写可）

※応募書類に示した1から4及び6の書類については、別途電子データをCD-R等で同封するか次のメールアドレスへ提出してください。なお、メールで提出する場合は、メール1通あたりの容量が7.1MB以上のメールは受け取れませんのでご了承ください。

メール送付先：sangyo-b（アットマーク）mz.pref.chiba.lg.jp

※（アットマーク）を@に変更して送信してください。特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づき、上記の電子メールアドレスへの広告・宣伝メールの送信を拒否いたします。

2. オンラインによる申請（ちば電子申請サービスによる申請）

正本1部（電子データでの提出）

[ちば電子申請サービスよりお申込みください。](#)  **クリック**

※メールのみの提出ではオンラインによる申請とは認められません。必ず「ちば電子申請サービス」により申請してください。

※システムエラー等の理由で申請期限に間に合わない場合は、必ず申請期間内に連絡をしてください。



ちば電子申請サービス【千葉県】

ログイン

利用者登録

申請団体選択

申請書ダウンロード

> 手続き申込

> 申込内容照会

> 職責署名検証

予約手続き



手続き選択をする



メールアドレスの確認



内容を入力する



予約をする

手続き説明

⚠ 申込期間ではありません。

※添付ファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

※3/25(月)午前9時より様式のダウンロードが可能となります。千葉県HPからは既にダウンロードが可能です。申請は必ず4/1(月)午前9時以降に行ってください。

手続き名	令和6年度千葉県医療機器等開発支援補助事業
説明	千葉県の健康・医療分野の産業の活性化を図るため、県内中小企業が取り組む健康医療ものづくり製品への「研究・製品開発」「試験・承認」に係る経費の一部を補助します。 申請は令和6年4月1日午前9時からです。それ以前の申請は全て無効となります。
受付時期	2024年3月25日9時00分～2024年4月19日17時00分



ちば電子申請サービス【千葉県】

プレビュー 令和6年度千葉県医療機器等開発支援補助事業

令和6年度千葉県医療機器等開発支援補助事業

申請者 必須

個人の場合は、氏名を選択して入力してください。
法人の場合は、法人名を選択して法人の名称と代表者の氏名を入力してください。

氏: 名:

法人名:

郵便番号 (半角数字) 必須

法人の場合は、必ず事業所の所在地を入力してください。

郵便番号

住所 必須

法人の場合は、必ず事業所の所在地を入力してください。

住所

電話番号 (半角数字) 必須

担当者の直通または携帯電話又は携帯番号の番号を入力してください。
(例) 012-345-6789

電話番号

連絡先メールアドレス 必須

担当者の連絡先メールアドレスを入力してください。

メールアドレス

補助対象事業を選択してください。 必須

- 研究・製品開発補助 (上限1,000万円)
 - 製造販売業者等と連携した健康医療機器のつくりに関する研究・製品開発
- 経銷・承認補助 (上限100万円)
 - 健康医療機器のつくりに関する臨床的効果、性能評価、実用普及に関する研究・製品

- 研究・製品開発補助 (1年目事業、2年目事業)
- 経銷・承認補助

千葉県医療機器等開発支援補助金交付申請書 (第1号様式) 必須

Word又はpdfファイルを送付してください。

ファイルが選択されていません

補助事業計画書 (別紙1) 必須

Word又はpdfファイルを送付してください。

ファイルが選択されていません

補助事業内容説明書 (別紙2) 必須

Word又はpdfファイルを送付してください。

ファイルが選択されていません

補助事業内容補足資料 (様式自由、任意) 添付ファイル

補助事業内容説明書 (別紙2) に補足資料があれば添付してください。

補助金交付先企業等の株主等一覧表 (別紙3) 必須

Word又はpdfファイルを送付してください。

ファイルが選択されていません

補助金交付先企業等の協約書 (第2号様式) 添付ファイル 必須

本人 (法人その他の団体) に対しては (協約書) が署名又は押印した協約書をデータ化したファイルを送付してください。
※協約書は押印した協約書の写しを添付してください。
※本人 (法人その他の団体) に対しては (協約書) が署名又は押印した協約書を添付してください。 (協約書は不要です。その場合、本人確認書類の写し (運転免許証等) を併せて添付してください。)

役員等名簿 (第3号様式) 必須

準則 Excelファイルを送付してください。

ファイルが選択されていません

会社の登記簿謄本 (全部事項証明書) 必須

※令和6年1月1日現在発行のものを送付してください。
※個人事業主の場合は、開業簿の写しを送付してください (個人番号はマスクしてください)。

ファイルが選択されていません

会社の定款の写し又は規約 (個人事業主の場合は不要)

※前年度に2年事業として採択を受け、今年度が2年目となる事業主の場合、前年度の定款写しと必要であれば送付可能です。

ファイルが選択されていません

過去2年分の財務諸表 (貸借対照表、損益計算書等) 添付ファイル 必須

※個人事業主の場合は、前期申請書 (青色申告決算書: P1損益計算書、P2内訳、P4貸借対照表) を送付してください。

製造販売業者等の資格を証する書類の写し (該当する場合のみ) 添付ファイル

医薬機設計製造販売業許可、医療機器製造業の登録簿があれば、許可証・登録簿の写しを送付してください。

会社案内、製品等のパンフレット 添付ファイル

※前年度に2年事業として採択を受け、今年度が2年目となる事業主の場合、前年度の応募時に必要であれば送付可能です。

その他 添付ファイル

その他の申請に必要な資料があれば送付してください。

※実際の申請画面のサンプルです。
画面の指示に従い、入力・ファイル
の添付をお願いいたします。

オンラインによる申請における注意事項

- 電子申請の場合も、誓約書(第2号様式)には、押印又は署名が必要です。記載後、印刷し、署名又は押印を行ったものをpdfや画像ファイルとして添付してください。

第2号様式(第5条関係)例

誓約書

令和●年●月●●日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

住 所 (法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

〒○○○-○○○
千葉県○○市○○～

氏 名 (法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

株式会社○○○○
代表取締役社長 ○○ ○○

(署名) 千葉 太郎



(押印)

補助を受けようとする事業を行う者(法人その他の団体にあつては、その役員等(業

オンラインによる申請における注意事項

- 申込時に発行される「整理番号」及び「パスワード」は大切に保存してください。
- 申込完了通知メールが届かない場合は、登録したメールアドレスが間違っている可能性がありますので、その場合は担当課(千葉県産業振興課)までお問い合わせください。
- オンラインの場合も申請の締め切りは令和6年4月19日(金)午後5時です。
システムエラー等で申請が遅れる場合は、必ず締め切り前に連絡をしてください。
- ファイルの数や容量によっては一度に全ての書類を添付できない場合があります。
その場合は、担当課(千葉県産業振興課)までお問い合わせください。

問合せ先

千葉県商工労働部産業振興課 ライフサイエンス産業振興室

電話 : 043-223-2778

email : sangyo-b@mz.pref.chiba.lg.jp